

◎新潟県告示第989号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、佐渡市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

| 検査日時 | 検査場所 | 検査区域等 | |
|--|--------------------------------|-------|---|
| 10月6日（火） | 午後1時30分から4時まで | 佐渡市全域 | |
| 10月7日（水） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 10月8日（木） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 10月9日（金） | 午前9時から11時まで | | |
| 10月12日（月） | 午後2時から4時まで | | |
| 10月13日（火） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 10月14日（水） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 10月15日（木） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 10月16日（金） | 午前9時から11時まで | | |
| 10月19日（月） | 午後1時30分から4時まで | | |
| 10月20日（火） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 10月21日（水） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 10月22日（木） | 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで | | |
| 10月23日（金） | 午前9時から11時まで | | |
| 10月24日から令和3年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日を除く。 | 午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで | | 上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器 |

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会